

インフラ老朽化対策の今後の取組について

令和3年10月13日

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）及び「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議資料3）を踏まえ、次のとおり、インフラ老朽化対策に取り組むこととする。

- ① 各府省庁は、各「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」において「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされた主体で、令和2年度中に策定が完了していない主体に対し、速やかに個別施設計画を策定するよう、必要な支援を含め所要の働きかけを行う。
この連絡会議幹事会又は事務局は、個別施設計画の策定状況の調査を継続し、その結果をとりまとめ、公表する。
- ② 行動計画の策定対象である地方公共団体、所管法人等のうち、策定が完了していない主体に対し、当該主体を所管する各府省庁は、速やかに行動計画を策定するよう、必要な支援を含め所要の働きかけを行う。
この連絡会議幹事会又は事務局は、行動計画の策定状況の調査を継続し、その結果をとりまとめ、公表する。
- ③ 行動計画及び個別施設計画を策定した者は、策定した計画を踏まえて、メンテナンスサイクルを確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換を図るとともに、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画を更新する。
- ④ 令和2年度までを計画期間としている各府省庁の行動計画について、見直しが完了していない府省庁においては、令和3年度中に見直しを図ることとする。
- ⑤ 各府省庁は、地方公共団体、所管法人等に対し、行動計画及び個別施設計画策定や対策推進に活用可能な財政的支援策、技術的支援策、その他の支援策について、その周知及び充実に努めるとともに、行動計画及び個別施設計画の適切な更新が図られるよう、必要に応じて所要の働きかけを行う。

以上